

税の申告

令和2年分 住民税申告(確定申告)の受付日程表

期日	受付時間	班名	場所	
2月10日(水)	午前8時30分～午前11時30分	川島・部・和田・堤岩戸	球磨村役場3階会議室	
	午後1時～午後4時	神瀬一区・神瀬二区・木屋角		
2月12日(金)	午前8時30分～午前11時30分	簸瀬・伊高瀬・上部・多武除・楮木		
	午後1時～午後4時	上原・松野・四蔵・永椎		
2月15日(月)	午前8時30分～午前11時30分	日当・大岩・沢見・横井・蔵谷		
	午後1時～午後4時	坂口・高沢		
2月16日(火)	午前8時30分～午前11時30分	岡・浦野・板崎・馬場		
	午後1時～午後4時	中園・田頭・大坂間		
2月17日(水)	午前8時30分～午前11時30分	野々原・中屋・吐合・中津・黄檗		
	午後1時～午後4時	日隠・中渡・岳本・黒白		
2月18日(木)	申告受付資料整理			
2月19日(金)	午前8時30分～午前11時30分	向淋・松本・小谷・告・大瀬		球磨村役場3階会議室
	午後1時～午後4時	友尻・宮園		
2月22日(月)	午前8時30分～午前11時30分	池下・淋・松舟・田代		球磨村役場3階会議室
	午後1時～午後4時	柳詰・橋詰		
2月24日(水)	申告受付資料整理			
2月25日(木)	午前8時30分～午前11時30分	水篠・立野・糸原・境目	球磨村総合運動公園 さくらドーム横 コンテナ集会所	
	午後1時～午後4時	舟戸		
2月26日(金)	午前8時30分～午前11時30分	山口		
	午後1時～午後4時	地下		
3月1日(月)	午前8時30分～午前11時30分	今村・島田		
	午後1時～午後4時	小川		
3月2日(火)	午前8時30分～午前11時30分	内布・茶屋・大槻		
	午後1時～午後4時	峯・椎屋		
3月3日(水)	申告受付資料整理			
3月4日(木)	午前8時30分～午前11時30分	大無田		田舎の体験交流館さんがうら (ふれあい交流室)
	午後1時～午後3時30分	鶉口・干津・大久保		
3月5日(金)	午前8時30分～午前11時30分	毎床・茂田		
	午後1時～午後3時30分	那良・那良口・松谷・遠原・俣口		

※「令和2年分」とは「令和2年1月1日から令和2年12月31日分」のことを指します。

※割り振られた日程・場所では都合が付かない場合、役場税務課へ早めにご相談ください。

■申告に必要なもの(チェックしてみましょう!)

- 利用者識別番号 印鑑(認め印可) 本人確認書類(個人番号カード(お持ちでない人は通知カードなどの番号が確認できるものと、運転免許証や健康保険証などの身元が確認できるものを持参ください))
- 令和2年中の収入金額がわかるもの(給与・公的年金などの源泉徴収票・収入証明など)
- 令和2年中の社会保険料の領収書 令和2年中の国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合は令和2年中の支払いを証明する領収書など
- 雑損控除を受ける場合は、損失額計算表(人吉税務署による個別説明により損失額計算表を作成している人)。

※計算表を未作成の場合は下記書類

- 罹災証明書 被害を受けた土地・家屋及び家財・車両について取得時期、取得価格、面積等が分かる書類(土地・家屋の取得時期、面積等については、役場税務課で発行する固定資産税課税明細書で確認できます) 災害により支出した修繕費等の費用が分かる書類 本人及び家族の所得金額(直近のもの)が分かる書類(役場税務課で発行する所得証明書又は源泉徴収票で確認できます)
- 事業や農業の収支がわかる帳簿・内訳書(JAの購買明細書など)
- 所得税の還付を受ける人は金融機関の口座が分かるもの

問い合わせ 税務課 ☎(32)1113